

第七十四回帝國議會 院 酪農業調整法案委員會會議錄(速記)第一回

付託議案 酪農業調整法案(政府提出)

委員會成立

本委員ハ昭和十四年二月二十八日(火曜日)議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

- 田中 万逸君 池田 清秋君
深澤 吉平君 坂下仙一郎君
篠原 陸朗君 小林 三郎君
内藤 守正君 藤生安太郎君
鹽川 正藏君 河野 一郎君

- 吉植 庄亮君 小笠原八十美君
松尾 孝之君 立川 平君
永山 忠則君 北 勝太郎君
野溝 勝君 小田 榮君

三月一日(水曜日)午前十時四十九分委員長理事互選ノ爲委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

- 田中 万逸君 深澤 吉平君
坂下仙一郎君 篠原 陸朗君
小林 三郎君 内藤 守正君
藤生安太郎君 鹽川 正藏君
河野 一郎君 小笠原八十美君
松尾 孝之君 野溝 勝君
小田 榮君

〔年長者坂下仙一郎君投票管理者ト爲ル〕
○坂下投票管理者 先例ニ依リマシテ私ガ

年長ノ故ヲ以テ投票管理者トナリ、是ヨリ委員長及ビ理事ノ互選ヲ行ヒマス

○鹽川委員 委員長ノ選舉ニ付キマシテハ投票ヲ用ヒナイデ、田中万逸君ヲ推薦致シタイト思ヒマスガ、ドウゾ御諮リ願ヒマス

○坂下投票管理者 鹽川君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○坂下投票管理者 御異議ナシト認メマス、仍テ田中万逸君ガ委員長ニ御當選ニナラレマシタ、委員長田中万逸君ニ此ノ席ヲ譲リマス(拍手)

〔田中万逸君委員長席ニ著ク〕
○田中委員長 御推薦ニ依リマシテ暫ク此ノ席ヲ汚シマス、ドウゾ宜シク、引續キ理事ノ互選ヲ行ヒマス

○鹽川委員 理事ハ其ノ數ヲ四名ト致シマシテ、委員長ニ於テ御指名セラレシコトヲ望ミマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○田中委員長 鹽川君ノ御意見ニ御異議ガナイト認メマス、理事トシテ

- 池田 清秋君 深澤 吉平君
藤生安太郎君 鹽川 正藏君

ヲ指名致シマス(拍手)

會議

昭和十四年三月一日(水曜日)午前十時五十分開議

出席委員左ノ如シ
委員長 田中 万逸君
理事鹽川 正藏君 理事深澤 吉平君
理事藤生安太郎君

坂下仙一郎君 篠原 陸朗君
小林 三郎君 内藤 守正君
河野 一郎君 小笠原八十美君
松尾 孝之君 沖島 鎌三君
小田 榮君 野溝 勝君

同日委員立川平君辭任ニ付其ノ補闕トシテ沖島鎌三君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ
農林參與官 林 讓治君
農林省畜産局長 岸 良一君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
酪農業調整法案(政府提出)

○田中委員長 引續キ會議ヲ開キマス、提案理由ノ御説明ヲ願ヒマス
○林政府委員 提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、酪農業調整法案提案ノ理由ニ付キマ

シテハ、大體本會議ニ於テ御説明申上ゲマシタ通りデアリマスガ、此際本案ノ趣旨ト内容ニ付キマシテ、少シク詳細ニ御説明申上ゲタイト思ヒマス

我國ノ酪農業ハ最近有畜農業ノ普及ニ伴ヒ、急速ナル發達ヲ致シマシテ、牛乳ニ付テハ其ノ生産量約百六十餘万石、價格約三千七百萬圓ヲ算シ、又煉粉乳、「バター」等ノ乳製品ニ付キマシテハ、生産額約二千九百萬圓ヲ算シ、其ノ一部ハ南洋、歐羅巴等ノ海外市場ヘ盛ニ進出シツツアル狀況デアリマス、併シナガラ牛乳ノ生産カラ加工販賣ニ至ル過程ニ付テ仔細ニ觀マサルニ、其ノ間ニ種々ナル事情ガ錯雜シテ居リマシテ、殊ニ牛乳生産業者ト乳製品製造業者トノ間、或ハ當業者相互間ノ競争摩擦等ハ、今後益々進展スベキ本邦酪農業ノ根本的障害トナツテ居ルノデアリマス、隨テ是等ノ關係ヲ調整致シマシテ、酪農業全體ヲ組織化シ、且ツ酪農産物ノ生産及ビ販賣ヲ合理的ナラシメマスコトハ、我國酪農業ヲ益々進展サセマシテ、農家ノ生活安定ヲ圖リマシテ、一面ニ於テハ國民體位ノ向上ニ資

マシテ、一面ニ於テハ國民體位ノ向上ニ資

シ、他面又本邦乳製品ノ海外進出ヲ促進致シマスル上ニ於テ、誠ニ緊要ト考ヘラレシノデアリマシテ、此ノ趣旨ニ基キ、茲ニ本案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、次ニ本案ノ主ナル内容ニ付キマシテ御説明申上ゲマス

第一ハ、牛乳生産者ノ團體ニ依ル販賣ノ合理化デアリマス、即チ法案第二條及ビ第三條ニ依リマシテ、畜産組合其ノ他ノ適當ナ團體ガ行ヒマスル牛乳ノ販賣統制ニ對シ、行政官廳ガ適當ナル監督ヲ加マスト共ニ、必要ニ應ジ牛乳生産業者ニ對シ、團體ノ行ヒマスル統制ニ從フベキコトヲ命ジ得ルコトト致シマシテ、生産者ノ團體ニ依ル牛乳ノ販賣方法ヲ、一層合理化セントスルモノデアリマス

第二ハ、主要ナル牛乳取引ニ關スル許可制デアリマス、即チ法案第四條ニ依リマシテ、牛乳ノ販賣事業又ハ乳製品ノ製造事業ヲ爲ス者ガ、主ナル酪農地域ニ於ケル農家ノ生産牛乳ヲ、繼續シテ取引ヲ爲ス場合ニ於キマシテ、其ノ價格、數量其ノ他ノ事項ニ付キ、行政官廳ノ許可ヲ要スルコトト致シマシタ外、此ノ取引ノ公正ヲ確保致シマス爲ニ、必要ナル命令ヲ爲シ得ルコトトシタデアリマス

第三ハ、乳製品ノ製造事業、即チ製酪業ニ關スル許可制デアリマス、即チ、法案第五條ニ依リマシテ、煉粉乳「バター」ノ如キ主要乳製品ノ製造事業ヲ爲サントスル者ハ、工場ノ位置、製品ノ種類及ビ數量、其ノ他其ノ事業ニ關スル事項ニ付キ、主務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要スルコトト致シマシテ、從來兎角其ノ弊ニ陥リ勝チテ製酪工場ノ濫立ヲ防止致シマスルト共ニ、牛乳ノ生産狀況ニ應ジマシテ、製酪工場ノ分布ヲ適正ナラシメ、製酪乳生産者トノ、共存共榮ノ實ヲ擧ゲントスルノデアリマス

第四ハ、製酪業組合ノ創設デアリマス、即チ法案第六條乃至第十七條ニ依リマシテ、製酪業ノ改良發達及ビ統制ヲ圖ル爲メ、製酪業者ニ全國唯一ノ統制團體タル製酪業組合ヲ創設セシメ、乳製品ノ製造、販賣及ビ出荷ニ關スル統制、乳製品ノ販賣及ビ出荷ニ關スル共同施設、乳製品ノ検査及ビ其ノ他組合ノ目的達成上必要ナル事業ヲ、自治的ニ行ハシメントスルモノデアリマシテ、之ニ對シマシテハ、主務大臣ガ充分ナル監督ヲ加ヘ得ルヤウニ致シマシテ、酪農業全體ノ摩擦ヲ調整セントスルモノデアリマス

ノ概要デアリマスルガ、尙ホ政府ニ於キマシテハ、本制度ノ運用ノ圓滑ヲ期シ、其ノ目的達成上遺憾ナカラシメマス爲ニ、中央及ビ地方酪農協議會ノ開催、製酪業統制施設助成等ノ豫算ヲ、別ニ計上致シマシテ、御協賛ヲ願ツテ居ル次第デアリマス、何卒充分御審議ノ上、速ニ御可決アランコトヲ希望致シマス

○深澤委員 審議ニ先チマシテ私資料ヲ要求致シマス、一、市乳最近ノ概況、一、乳牛増殖ノ計畫及ビ之ニ順應シテ種牝牛ノ計畫、一、飼料及ビ牧野採草地ニ付キ是ガ計畫、一、酪農業概況一般、其ノ中ノ煉乳生産總量竝ニ營業菓子製造用量及ビ乳酸飲料用營業ニ使フ量ヲ特ニ御願致シマス、一、乳牛及ビ之ニ準ズベキ蕃殖牝牛ノ最近屠殺數、一、乳製品増産目標、之ニ付テ特ニ輸出品ニ對スル助長方針ト、輸入品ニ對スル國產自給ノ概要ヲ御願シタイ、一、樺太ニ於ケル酪農計畫概要、一、飼料ニ對スル政府ノ一般ノ施設ニ付テノ御考、是ハ海外輸入ニ對スル飼料デアリマス

○田中委員長 本日ハ是ニテ散會致シマス、明日ハ午前十時ヨリ開會スルコトニ致シマス

午前十一時二分散會